

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	上川町国民健康保険資格管理・資格確認・給付関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上川町は、国民健康保険資格管理・給付関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格管理・給付関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

北海道上川町長

公表日

令和5年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・資格確認・給付関連事務
②事務の概要	別紙のとおり
③システムの名称	別紙のとおり
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【国民健康保険関係事務】 番号利用法 別表第一 項番30 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【国民健康保険関係事務】 番号利用法 別表第二 項番42、43、44 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	上川町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上川町(地域魅力創造課) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4063)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上川町(地域魅力創造課) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4063)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 渡辺 多賀志	保健福祉課長 中野 和弘		人事異動による変更
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役割	保健福祉課長 中野 和弘	保健福祉課長		様式変更による記載の変更
令和1年6月26日	【基礎】IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり		様式変更における項目の追加
令和2年7月1日	評価書名	上川町国民健康保険資格管理・給付関連事務評価書	上川町国民健康保険資格管理・資格確認・給付関連事務 評価書		オンライン資格確認に関する事務の追加による変更
令和2年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	上川町国民健康保険資格管理・給付関連事務	上川町国民健康保険資格管理・資格確認・給付関連事務		オンライン資格確認に関する事務の追加による変更
令和2年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。</p> <p>番号利用法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による資格の得喪・変更及び保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。</p>	<p>【資格管理・給付関連事務】 被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。</p> <p>番号利用法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による資格の得喪・変更及び保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。</p> <p>【オンライン資格確認に関する事務】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>		オンライン資格確認に関する事務の追加による変更
			<p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。))</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>		
令和2年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政システム(国民健康保険資格システム)	<p>総合行政システム(国民健康保険資格システム)、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>		オンライン資格確認に関する事務の追加による変更
令和2年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番30	<p>【国民健康保険関係事務】 番号利用法 別表第一項番30</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号利用法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		オンライン資格確認に関する事務の追加による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番42、43、44	【国民健康保険関係事務】 番号利用法 別表第二 項番42、43、44 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		オンライン資格確認に関する事務の追加による変更
令和2年7月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	上川町(企画総務課総務グループ) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-1211)	上川町(情報防災室) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4062)		機構改革に伴う事務分掌の変更による変更
令和2年7月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	上川町(企画総務課総務グループ) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-1211)	上川町(情報防災室) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4062)		機構改革に伴う事務分掌の変更による変更
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	令和2年5月31日		再評価に実施に伴う変更
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	令和2年5月31日		再評価に実施に伴う変更
令和5年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	上川町(情報防災室) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4062)	上川町(地域魅力創造課) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4063)		機構改革に伴う事務分掌の変更による変更
令和5年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	上川町(情報防災室) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4062)	上川町(地域魅力創造課) 上川郡上川町南町180番地 01658-2-4063)		機構改革に伴う事務分掌の変更による変更
令和5年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政システム(国民健康保険資格システム)、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	総合行政システム(国民健康保険資格システム)、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバー等		システムの追加

【別紙】

評価書番号	評価書名
4	上川町国民健康保険資格管理・資格確認・給付関連事務 評価書

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・資格確認・給付関連事務
②事務の概要	<p>【資格管理・給付関連事務】 被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。 番号利用法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による資格の得喪・変更及び保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。</p> <p>【オンライン資格確認に関する事務】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)] ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等に おける資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を 抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の 提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、 当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、 当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>総合行政システム(国民健康保険資格システム)、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバー等</p>